様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和　８年　６月　２日

群馬県知事　　殿

提出者　　〒376-0141
住　所　群馬県桐生市黒保根町水沼乙53番地
氏　名　株式会社山藤組

代表取締役　山藤浩一

電話番号　0277-96-2511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社　山藤組
事業場の所在地	群馬県桐生市黒保根町水沼乙53番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

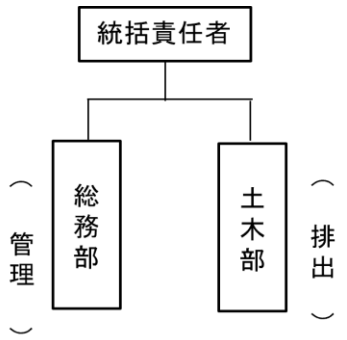
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	土木総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高　　731,997　千円
③従業員数	25人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物　：　がれき類・木くず・その他 排出　⇒　自社運搬及び委託運搬　⇒　委託処分

（日本産業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



◎ 統括責任者　職名:取締役

◇ 廃棄物処理計画の策定

◇ 各現場廃棄物処理の承認、処理業者の選定

◎ 廃棄物担当職員　所属:総務部

◇ 廃棄物処理計画の作成

◇ 廃棄物管理票の交付及び管理

◇ 監督各官庁への対応

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和　7　年度）実績】

産業廃棄物の種類		
排　出　量	t	t

（これまでに実施した取組）
（別紙に記入）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類		
排　出　量	t	t

（今後実施する予定の取組）
（別紙に記入）

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
（種類：がれき類、木くず、廃プラスチック類、金属等）
排出した廃棄物のうち、リサイクル可能なコンクリートやアスファルト・木くずは、リサイクル業者に持ち込み、再資源化しています。リサイクル不能なものは現場に産廃ボックスを配置し、業者に破砕、償却、埋め立て等を委託しています。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
（種類：がれき類、木くず、廃プラスチック類、金属等）
今まで以上に分別をより細やかにし、また資源を有効活用して不要なものを減らし、廃棄物の更なる減量を目指します。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				
	①現状	【前年度（令和　7　年度）実績】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0　t	0　t
		（これまでに実施した取組） 実施していない。		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0　t	0　t
		（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				
	①現状	【前年度（令和　7　年度）実績】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0　t	0　t
		自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0　t	0　t
		土木総合工事業		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0　t	0　t
		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0　t	0　t
		（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		

<table>
<tr><td colspan="5">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和　7　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った
産 業 廃 棄 物 の 量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
実施していない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行う
産 業 廃 棄 物 の 量</td><td>0 t</td><td>0 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
実施予定なし。</td></tr>
<tr><td colspan="5">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">①現状</td><td colspan="3">【前年度（令和　7　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>全 処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者
への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>土ス
再生利用業者への
処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者
への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外
の熱回収を行う業者
への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
（別紙に記入）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>全 処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>再生利用業者への処 理 委 託 量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
（別紙に記入）</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

令和　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「㉖土木総合工事業

を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和 7 年度)実績】

①現状

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ
排出量(t)	649.98	300.89	2.02

産業廃棄物の種類	金属くず	紙くず	汚泥
排出量(t)	0.0	0.03	0.03

(これまでに実施した取組)

産業廃棄物の種類・排出量は受注工事によって大きく左右されますが、排出する際には再生処理業者の能力、実績等を判断の上決定し、可能な限りリサイクル品を使用するとともに、現場にはボックスを配置して分別に努め、再資源化の促進を図るよう努めています。

【目　標】

②計画

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ
排出量	1,000	500	10

産業廃棄物の種類	金属くず	紙くず	
排出量	1	1	

(今後実施する予定の取組)

現状の取り組みを継続しつつ、全社員の廃棄物削減の意識の向上を図り、また廃棄物の発生要因を検証して、更に廃棄物削減を目指します。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和 7 年度)実績】　(t)

①現状

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ	金属くず	紙くず	汚泥
全処理委託量	649.98	300.89	2.02	0.00	0.03	0.03
優良認定処理業者への処理委託料	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
再生処理業者への処理委託量	649.98	300.89	2.02	0.00	0.03	0.03
認定熱回収業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(これまでに実施した取組)

業者の処理能力、実績等調査の上決定し、委託契約を締結します。リサイクル出来るコンクリートがら、アスファルトがら、木くず、金属くず等は、リサイクル業者に委託しています。

【目標】　(t)

②計画

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラ	金属くず	紙くず	
全処理委託量	1,000.00	500.00	10.00	1.00	1.00	
優良認定処理業者への処理委託料	10.00	5.00	3.00	0.50	0.50	
再生処理業者への処理委託量	1,000.00	500.00	10.00	1.00	1.00	
認定熱回収業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	

(今後実施する予定の取組)

現状の取り組みを継続します。信頼できる業者の選定とマニフェストの管理を正確に実行するよう努めます。